

神戸市水道労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和3年8月4日(水) 17:00～18:30
2. 場 所：市役所4号館8階802会議室
3. 出席者：
（当局）業務改革担当課長、職員係長、業務改革推進担当係長 他2名
（組合）委員長、副委員長、書記長、書記次長 他4名
4. 議 題：勤務時間の見直し及び手当の見直しについて
5. 交渉概要：

○当局からの説明

（当局）平素より水道事業の円滑な運営に日々努力していただいていることに御礼申し上げます。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により、かつてないほど経営状況の悪化が厳しい年となった。給水収益は対前年度比で約12億円もの減収となった。

この危機的な財政状況を乗り越えるためには、現在取り組みを進めている「水道事業緊急経営改革」を着実に完遂しなければならない。

緊急経営改革では、①業務の委託化・集約化、②水道技術職の創設による人材確保、③ICT/IoTの活用 等に取り組み、市民サービスや危機対応に不足を生じないよう工夫しつつ、コンパクトで効率的な事業運営を目指している。

しかしながら、この新型コロナウイルスは未だ収束が見通せず、社会のあり様をも大きく変えつつあり、構造的な変化を伴っていることから経済状況が短期的に好転することは考えにくい状況である。

一方、将来世代に健全な水道施設を引継いでいくためには、現在の試算によると今後10年間で約1,600億円の大規模な施設更新が必要となる。

社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、必要とされる将来への投資財源を確保していくためには、緊急経営改革に留まらず、不断の業務改革が必要である。

本日は、このような厳しい経営状況に対応していくため、これまで局内で検討を重ねてきた内容について提案させて頂く。

組合員の皆様にとりましては非常に厳しい提案内容となるが、安全安心な命の水を市民に安定的にお届けするという、公営企業の使命を果たしていくために必要な見直しであるので、ご理解、ご協力をお願いする。

1. 勤務時間の見直し

（1）夜間作業における変形労働時間制の導入

（当局）水道局では、時間外勤務命令は原則として1日5時間（休日においては8時間）、月45時間、年間360時間まで、休日勤務を命ずることができるのは月2回までを限度として、「三六協定」を締結している。

しかしながら、依然として、上記限度を超えて勤務を命じている場合が多く、職員の健康状態に配慮する必要が生じている。特に、夜間作業については時間外勤務として取扱っており、職員にとっては長時間の拘束を強いられる負担の大きい業務となっている。

そのため、長時間労働の改善による労働災害の防止、職員の健康管理の徹底、ワークライフバランスの確保を図るとともに、生産年齢人口が減少する将来においても必要な人材を確保していくため、働き方改革の観点から夜間作業について勤務の取扱いを見直し、1ヵ月単位の変形労働時間制の導入を提案する。

具体的には、1ヵ月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を設定する。夜間作業のある日は、通常勤務が終了する17時30分から22時までを休憩時間とし、22時から翌5時45分までを正規の勤務時間として、夜間作業に従事する。夜間作業を行った翌日は、勤務明けとして勤務を要しないこととする。なお、金曜日に夜間作業がある場合は、月曜日が勤務明けとなる。

夜間勤務は職員にとって心身ともに負担が大きいため、変形労働時間制の導入に加えて、各所属においても件数と人数の両面から、さらに削減できるよう、様々な視点で検討していきたい。

(2) オペレーター業務従事者の勤務時間の見直し

(当局) 水道局に勤務する一般職員の勤務時間は「水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程」において「休憩時間を除き1週間について38時間45分」(第2条)と定めている。

この規程に従って、局職員の勤務の公平性を確保する観点から、浄水部門のオペレーター業務従事者(変則勤務従事者)の夜間勤務時(□直)の勤務時間の見直しを行う。具体的には、夜間勤務(□直)の勤務開始時間を17時30分から16時45分に繰上げるとともに、勤務終了時間を8時45分から9時15分に繰下げることにより、15時間30分の勤務とする。

なお、これにより昼間勤務(○直)と勤務が重なる時間が発生するので、この時間を利用して業務の引継ぎを行う。

2. 手当の見直し

(当局) 次に、手当の見直しについて説明させて頂く。

提案理由は、令和2年度の包括外部監査において監査委員から見直しが必要であるとの意見を付されたことと、他の政令市と比較して高額であることだが、これらに加えて、冒頭の挨拶でも申上げたが、新型コロナの影響による給水収益の著しい悪化など、水道局の経営状況が非常に厳しいという事情があることをご理解願いたい。

(1) 深夜業務手当

(当局) 深夜業務手当については、浄水事務所の夜間勤務に従事する職員に対して支給しているが、令和2年度の包括外部監査において「水せん操作及び水量観測等業務は通常の業務時間にも行われており、特殊性は見受けられない。通常業務の範囲内であるにもかかわらず、市長部局の深夜手当よりも高額となっている」との意見が付されている。

他都市と比較しても突出して高額であることから、市長部局と同額とする。

(2) 危険作業手当

(当局) 危険作業手当については包括外部監査において直接言及されていないが、同じ趣旨から、市長部局に同内容の手当がある場合は同額とし、市長部局に同内容の手当が無いものは、廃止もしくは、局内において手当間の均衡を考慮した見直しを行う。

また、現在名称を「危険作業手当」と一括りにしているが、内容を明確にするため各手当の名称及び金額について、提案資料のとおり改める。

(3) 特務手当

(当局) 特務手当について、包括外部監査において直接言及されていないが、同様の趣旨から見直しを行う。補水手当は、オペレーター業務の勤務ローテーションに入っていない職員が本来出務予定だったオペレーターが急に欠けた際の代替として業務に従事した場合に支給されるものだが、市長部局や他の政令市にはなく、加えて現在、全庁的にコンパクトで機動的な組織を目指して組織の大括り化が進められている状況等も踏まえ、廃止する。犬猫等放置死体処理手当については、市長部局と同様の内容とする。

(4) 停水手当

(当局) 停水にかかる業務は、包括外部監査において「通常の業務範囲内と考えられる停水業務にかかる停水手当の支給は、特殊勤務手当の制度の趣旨からして適切ではないことから、制度の廃止を検討すべきである」と意見されている。当該業務は令和3年10月以降、民間事業者への委託に伴い、廃止する。

(5) 災害待機手当

(当局) 災害待機手当の支給対象と金額については、現行規程では防災指令等が出るたびに管理者が別に定めることとしているが、水道料金を原資として支給される水道局職員の給与については本来、公開情報として規程等において予め明らかにしておくべきものである。また、職員にとっても、先日7月7日のように急遽防災指令が出た際は手当の設定が事後になり、事務手続きに不都合が生じること等から、規程を改正する。なお、これまでの支給実績額からの変更はない。

(6) 宿日直手当（待機手当）

(当局) 宿日直手当、いわゆる待機手当については、令和2年度の包括外部監査において「業務の委託化等による経常業務の縮小や交代勤務等の導入などにより、待機業務のあり方から見直すことにより、宿日直手当（待機手当）の見直しを検討されたい」との意見が付された。待機業務は、閉庁時における停水解除の他、突発的な漏水や施設・機器の異常が発生した際に速やかに対応できるよう職場に待機するものである。しかしながら、出勤までの待機の間においては、通常の労働に比べて労働密度が薄いため身体の疲労や精神的緊張の度合いが小さく、更にはお客さま部門の一部業務の委託化により出勤回数が減少することも踏まえると、労働基準法第41条第3号の「断続的労働」に該当する。待機の目的や出勤頻度に違いはあるが、出勤までの待機の間について見れば防災指令発令に伴って待機している間と同内容の労働と認められるため、災害待機手当を参考に、宿日直1回当たり6,500円とする。また、金額改定と合わせて、出勤した際の取扱いについて、手当から控除する額を見直す。包括外部監査で待機業務のあり方を見直しについても言及されているが、夜間作業と同様に、長時間労働の改善による労働災害の防止、職員の健康管理の徹底、ワークライフバランスの確保を図るとと

もに、生産年齢人口が減少する将来においても必要な人材を確保していくため、働き方改革の観点から、待機業務のあり方についても今後検討していきたい。

(当局) 説明は以上である。

いずれの項目も、組合員にとっては非常に厳しい提案内容となるが、安全安心な命の水を市民に安定的にお届けするという、公営企業の使命を果たしていくために必要な見直しであるので、ご理解、ご協力をお願いする。

○議事要旨

1. 勤務時間の見直し

(1) 夜間作業における変形労働時間制の導入

(労組) 夜間作業の実態について、職場から話を聞いているのか。

(当局) 職場からヒアリングを行った。

(労組) 水道技術職を創設し、これから業務のやり方を変えていこうとしている時に、過去のデータを根拠とする説明は意味がない。

(労組) 変形労働時間制を導入すれば、翌日は勤務明けで8人～10人が不在となるが、どのように業務を回すのか。

(当局) 緊急でない業務やその日に処理しなくてもよい業務を翌々日以降に順次後ろ倒しするなど、業務の進め方を工夫して頂きたい。

(労組) 具体的にどの業務をどうするのか、その業務の進め方の説明がなければ、業務が回るかどうか判断できない。

(労組) 変則勤務がワークライフバランスに資するとは思わない。

(当局) 現在、夜間作業のある日は8時45分から翌日17時30分までと、かなりの長時間労働となっている。変形労働時間制の導入により翌日が勤務明けとなるため、労働時間が短縮される。

(労組) なぜ、変形労働時間制の導入が人材確保につながるのか。

(当局) 最近の学生は長時間労働や夜間勤務を敬遠する傾向にあると聞いている。生産年齢人口が減少する将来において必要な人材を確保していくには、若年世代に支持される勤務労働条件を整える必要があり、長時間労働の改善は急務である。

(2) オペレーター業務従事者の勤務時間の見直し

(労組) オペレーターは、完全に業務から離れて休憩できているのか。

(当局) 労働基準法における休憩時間は確保されていると認識しているが、その実態について再度確認する。当局としては、現在の勤務時間の割振では、昼間勤務者と夜間勤務者の交代時に引継時間が設けられていないことを改めたい。

2. 手当の見直し

(労組) なぜ市長部局と合わせないといけないのか。

(当局) 様々な経緯があって現在の手当額となっていることは理解するが、今回の包括外部監査で業務・手当について見直すよう意見が付されていることや、新型コロナの影響による給水収益の著しい減少をはじめ本市水道事業の厳しい経営状況も踏まえ、適切な手当の在り方について検討を行い、本提案を行っ

- ている。他都市の平均的な水準まで引下げ案も検討したが、最終的には市長部局と同水準とした。
- (労組) コロナの影響はともかく、利益が少ないのは職員の責任なのか。経営陣の責任ではないのか。
- (労組) 職員が何も経営努力していないなら分かるが、昔に比べて職員が半数になっている。当局は減員に応じて業務を委託していると言うが、委託業者が処理し切れず職員が対応している業務も多く、職員の負担は増えている。
- (労組) 人材確保のためにも、しっかりとした給料・手当制度が必要なのではないか。
- (労組) 市長部局や他都市と比較したというが、業務内容の詳細まで確認したのか。業務内容や業務量が同じなので金額を合わせるといふのなら分かるが、処理件数が違えば金額が違うのは当然ではないか。
- (当局) 業務内容や業務量を比較して同額にするものではない。特殊勤務手当は、労働の質に対する評価だと考えている。その業務に対する市長部局や他都市の評価を踏まえて、適正な金額を出すべきである。
- (労組) 特務手当、危険作業手当を廃止した理由は何か。
- (当局) 補水手当については、組織の大括り化が進んでいることに加えて、例えば健康局に併任発令され、全く慣れない業務に従事する職員も多いが、手当は支給されていない。このような状況を踏まえて廃止すべきと判断した。
- (当局) 手当を廃止した業務は、本俸の中で評価されている業務だと考えている。
- (労組) 災害待機手当は包括外部監査で指摘されたのか。
- (当局) 指摘されていない。
- (労組) 包括外部監査人は何も思わないのか。1時間未満は手当が当たらない、7時間以上は頭打ち、労働対価としておかしくないか。
- (労組) 待機手当について、本則 6500 円というのは納得できない。災害待機の件数、質と一緒になのか。1年に数件あるのと、24時間 365日ある業務が一緒とは言えない。
- (当局) 待機の目的や出勤頻度に違いはあるが、出勤までの事務所に待機している間については防災指令による待機と同内容の労働であると考えている。
- (労組) 市長部局の宿日直業務や災害待機業務と、水道局の待機業務は業務内容が異なることから、市長部局の宿日直手当や災害待機手当に合わせることはできない。
- (労組) 当局は、市長部局と合わせておけば楽だからこのような提案をするのだろう。だが、これまでの経緯がある。労使交渉の幅を狭めるようなことはやめてほしい。
- (労組) 包括外部監査で当局がきちんと説明できなかったのではないか。労使合意の方を引き下げるのは本末転倒である。

○組合側からの回答

- (労組) このような提案は受け取ることはできない。白紙撤回を求める。
- (労組) これまでの経過のなかで、見直すところは見直してきた。当然、労働強化になる部分に対しては増額も求めてきた。労働組合としてやるべきこと、働く職員の処遇改善を求めてきたことで、今の体制ができています。そういったことを無視して、当局は提案したいのだろうが、そんな提案をする当局と真摯な協議ができるとは思えない。緊急経営改革に対しても色々思いがある。これまで労使協調して歩んできた。組合としても厳しい判断もしてきた。それらを踏まえた上で、協議に応じることができる状況を作ってもらえないと、この提案を受け取ることはできない。
- (当局) 水道局として必要な見直しであると考えているので、協議を継続したい。